



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年1月31日金曜日 第75号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則.....(土木管理課).....44

## 告 示

医療機関の指定.....(保健福祉課).....46

医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....( " ).....46

介護機関(居宅介護事業者)の指定.....( " ).....46

介護機関(介護予防事業者)の指定.....( " ).....46

指定医療機関の廃止の届出.....( " ).....46

救急病院の協力申出.....(医療対策課).....47

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....(経営支援課).....47

保安林の指定の解除.....(森林整備課).....48

卸売業務の廃止の届出.....(漁政課).....48

漁業の認可又は起業の許可の申請期間.....(水産課).....48

土地改良区役員の就退任の届出.....(東予地方局農村整備課).....48

建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課).....48

道路の区域変更(県道砥部伊予松山線).....(中予地方局管理課).....49

道路の供用開始(県道宇和明浜線).....(南予地方局西予土木事務所).....49

## 公安委員会規則

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....(警察本部交通規制課).....49

## 雑 報

令和元年度行政書士試験合格者の公示.....(私学文書課).....50

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....(消防防災安全課).....51

消防設備士試験の実施に関する公示.....( " ).....52

## 規 則

### ○愛媛県規則第4号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第3(第19条、第28条関係)	別表第3(第19条、第28条関係)
1 省略	1 省略
2 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内	2 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内
3~11 省略	3~11 省略

(愛媛県建築計画概要書等閲覧規則の一部改正)

第2条 愛媛県建築計画概要書等閲覧規則(昭和47年愛媛県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>2～5</td> <td>省略</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内	2～5	省略	<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>2～5</td> <td>省略</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内	2～5	省略
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内								
2～5	省略								
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内								
2～5	省略								

（愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正）

**第3条** 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和60年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 70%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u></td> </tr> <tr> <td>東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u>	東予地方局四国中央土木事務所内	省略	<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 70%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u></td> </tr> <tr> <td>東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u>	東予地方局四国中央土木事務所内	省略
名 称	場 所												
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u>												
	東予地方局四国中央土木事務所内												
	省略												
名 称	場 所												
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u>												
	東予地方局四国中央土木事務所内												
	省略												

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

**第4条** 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表（第4条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>2～10</td> <td>省略</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内	2～10	省略	<p><b>別表（第4条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>2～10</td> <td>省略</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内	2～10	省略
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内								
2～10	省略								
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内								
2～10	省略								

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

**第5条** 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年愛媛県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表（第5条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県四国中央保健所内</td> </tr> <tr> <td>2～6</td> <td>省略</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県四国中央保健所内	2～6	省略	<p><b>別表（第5条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県四国中央保健所内</td> </tr> <tr> <td>2～6</td> <td>省略</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県四国中央保健所内	2～6	省略
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県四国中央保健所内								
2～6	省略								
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県四国中央保健所内								
2～6	省略								

（愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部改正）

**第6条** 愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成29年愛媛県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内	<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td><u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内</td> </tr> </table>	1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番55号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内				
1	<u>四国中央市三島宮川四丁目6番53号</u> 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内				

2～5 省略

2～5 省略

附 則

この規則は、令和2年2月3日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人真總會ますだ歯科医院	宇和島市栄町港二丁目2番25号	令和元年12月1日
こころの森しらいしクリニック	四国中央市三島中央四丁目10番16号	令和2年1月1日

○愛媛県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社みらいケア	西条市小松町新屋敷甲3096番地40 ジョイおれんじ1B	訪問看護ステーション陽だまり	西条市小松町新屋敷甲3096番地40 ジョイおれんじ1B	令和元年9月1日

○愛媛県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人こんどう歯科医院	新居浜市沢津町一丁目2番27号	こんどう歯科医院	新居浜市沢津町一丁目2番27号	令和元年10月1日
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局三島店	四国中央市中之庄町284-1	令和元年12月1日

○愛媛県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人こんどう歯科医院	新居浜市沢津町一丁目2番27号	こんどう歯科医院	新居浜市沢津町一丁目2番27号	令和元年10月1日
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局三島店	四国中央市中之庄町284-1	令和元年12月1日

○愛媛県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
花房内科	四国中央市中之庄町577番地1	令和元年11月26日
ますだ歯科医院	宇和島市栄町港二丁目2番25号	令和元年11月30日
有限会社宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684番地の7	令和元年11月30日
白石医院	四国中央市豊岡町豊田118番地1	令和元年12月31日

○愛媛県告示第84号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
今治市医師会市民病院	今治市別宮町七丁目1番40号	一般社団法人今治市医師会	令和5年1月24日まで

○愛媛県告示第85号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
イオンタウン川之江	四国中央市妻島町字樋之上1795番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社ほか8者	株式会社大創産業ほか2者	令和元年9月30日ほか	令和2年1月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第86号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
イオンタウン川之江	四国中央市妻島町字樋之上1795番地 外	駐車場の収容台数	1,066台（4箇所）	261台（3箇所）	令和2年9月22日	令和2年1月21日
		駐輪場の位置及び収容台数	260台（2箇所）	70台（1箇所）		
		荷さばき施設の位置及び面積	56㎡（1箇所）	24㎡（1箇所）		
		廃棄物等の保管施設の容量	185㎡（4箇所）	21㎡（3箇所）		

	駐車場の自動車の出入口の数	11箇所	7箇所		
--	---------------	------	-----	--	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町上畑地第5号57の12、第5号57の14

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第88号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
令和元年12月28日	宇和島市築地町2丁目6番1号	株式会社宇和島魚市場	株式会社宇和島魚市場地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第89号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年1月31日から2月13日まで

新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年1月31日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	福田健剛	新居浜市萩生448

○愛媛県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

○愛媛県告示第91号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第533号	平成29年2月9日	(株)今井工務店	今井 洋平	西条市丹原町北田野1009	令和元年12月11日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-30)第17260号	平成31年1月16日	高成道路	高橋 一成	新居浜市城下町1-11	令和元年12月18日	土工事業 舗装工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-26)第7049号	平成27年1月30日	四国住設(株)	石水 浩臣	新居浜市高田1-1-47	令和元年12月20日	とび・土工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止(一部)
(般-29)第18082号	平成30年3月15日	(株)新工業	西村 明	今治市高部甲345-1	令和元年12月26日	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予市下三谷762番6から 伊予郡松前町大字永田96番1地先まで	旧	メートル 8.8~35.0 4.3~40.0	キロメートル 2.949 1.580	
			新	4.3~40.0	1.580	

○愛媛県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地14番2から 同町俵津2番耕地612番4まで	令和2年1月31日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月31日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表(第2条関係) 1 愛媛県公安委員会印						別表(第2条関係) 1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書 体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書 体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1	省略						1	省略					

2	愛媛県 公安委 員会印	て ん 書	23	23	交通企画 課長	1～6 省略	交通企画 課長	1～6 省略
					交通指導 課長	7 緊急自動車 又は道路維持 作業用自動車 の指定証及び 緊急自動車又 は道路維持作 業用自動車の 届出確認証の 作成用		
3～11 省略					交通規制 課長	8 道路法（昭 和27年法律第 180号）及び高 齢者、障害者 等の移動等の 円滑化の促進 に関する法律 （平成18年法 律第91号）の 規定に基づく 道路管理者に 対する回答用	交通規制 課長	8 省略
					運転免許 課長	9 交通規制関 係の覚書等に 基づく関係機 関に対する回 答用	運転免許 課長	
					警察署長	10 省略	警察署長	
						11 省略		
注 省略						注 省略		
2 省略						2 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

令和元年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和2年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510001	7510103	7510188	7510335
7510007	7510106	7510205	7510349

7510018	7510107	7510213	7510362
7510020	7510109	7510215	7510382
7510024	7510116	7510228	7510387
7510031	7510132	7510251	7510414
7510040	7510180	7510317	
7510042	7510186	7510328	

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

令和2年1月31日

一般財団法人 消防試験研究センター  
理事長 田 口 尚 文

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	令和2年 6月28日（日）	書面申請 令和2年4月14日（火） ～4月24日（金）	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL：089-932-8808 FAX：089-935-4484 受付時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00 電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）企画研究部電子申請室 TEL：0570-07-1000（専用） 問い合わせ時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
		電子申請 4月11日（土）9時 ～4月21日（火）17時		
		書面申請 令和2年8月28日（金） ～9月7日（月）		
第2回	令和2年 10月25日（日）	電子申請 8月25日（火）9時 ～9月4日（金）17時		
		書面申請 令和2年12月7日（月） ～12月17日（木）		
第3回	令和3年 2月6日（土）	電子申請 12月4日（金）9時 ～12月14日（月）17時		

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 （集合時刻）
第1回 （R2.6.28） 及び 第2回 （R2.10.25）	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類（科目免除なし。）】 午前10時又は午後2時半 （集合：午前9時半又は午後2時） 【その他全種類】 午前10時 （集合：午前9時半）
				【乙種第4類（科目免除なし。）】 午前10時又は午後2時 （集合：午前9時半又は午後1時半） 【その他全種類】 午後2時 （集合：午後1時半）
第3回 （R3.2.6）	同上	同上	同上	同上

（備考）乙種第4類（科目免除なし）の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 （集合時刻）
第1回 （R2.6.28） 及び 第2回 （R2.10.25）	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 （集合：午前9時半）
	今治市	今治工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
	宇和島市	吉田高等学校	乙種第4類（科目免除なし）、丙種	同上

第3回 (R3.2.6)	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。) 午前10時又は午後2時 (集合:午前9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)
-----------------	-----	----------	-----------------------	---

(備考) 1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校<高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校>の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。  
2 第3回試験の乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

3 受験願書用紙・受験案内等の配付場所

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○ 公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和28年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

令和2年1月31日

一般財団法人 消防試験研究センター  
理事長 田 口 尚 文

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	令和2年 8月2日(日) 開始時刻 10時 (集合9時半)	書面申請 令和2年6月15日(月) ~ 6月25日(木) 電子申請 令和2年6月12日(金)9時 ~ 6月22日(月)17時	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL:089-932-8808 FAX:089-935-4484 受付時間(土日、祝祭日を除く。) 9:00~17:00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	令和2年 12月20日(日) 開始時刻 10時 (集合9時半)	書面申請 令和2年10月19日(月) ~ 10月29日(木) 電子申請 令和2年10月16日(金)9時 ~ 10月26日(月)17時	電子申請(問い合わせ先) (一財)消防試験研究センター (本部)企画研究部電子申請室 TEL:0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間(土日、祝祭日を除く。) 9:00~17:00	

2 受験地・試験会場及び試験種類

受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類
松 山 市	愛媛大学	甲種:特・1・2・3・4・5類 乙種:1・2・3・4・5・6・7類

3 受験願書用紙・受験案内等の配付

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部